

# 山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」リニューアル業務 企画提案募集要領

## 1 目的

この要領は、次の委託業務について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

## 2 プロポーザル方式に付する業務に関する事項

- (1) 業務の名称：山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」リニューアル業務
- (2) 業務の内容：仕様書による。
- (3) 委託の期間：契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額：8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募資格に関する事項

- (1) 応募の資格は、次の各号に掲げるものとする。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
  - イ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者
  - ウ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）
  - エ 1年以上引き続き業として本提案に付する契約に係る業務を営んでいる者
  - オ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者
  - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
  - キ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）
    - (ア) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
    - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
    - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
    - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
    - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の

規定に基づく更生及び再生手続きをしていないこと。  
 ケ 本提案に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けている者

#### 4 プロポーザル方式に係る評価基準等

評価項目		審査の視点
企画内容等	実施方針	全体コンセプトは、本事業の目的を十分に理解し、かつ、本事業の基本方針等を踏まえたものとなっているか。
	デザイン	魅力的な画像等を活用し、本県における移住策のターゲット層に対して、本県の魅力や暮らしやすさを効果的に発信できるものとなっているか。
		ページのデザインやレイアウトは、誰にとっても見やすいものとなっており、かつ、パソコンだけではなく、スマートフォンでの閲覧にも適しているか。
	コンテンツや導線	掲載するコンテンツは、事業の目的や基本方針を踏まえた具体的で効果的な提案となっているか。特に、仕事に係るページの充実が考慮されているか。
		コンテンツのカテゴリー整理は、利用者にとって分かりやすいものとなっているか。また、各カテゴリーのトップページは、利用者の興味関心を惹くものとなっているか。
		利用者が求める情報を即座に見つけられる導線や機能をもっているか。また、利用者が、サイト内の様々なページに関心を持ち、サイト内の多くのページにアクセスするような工夫がされているか。
	機能要件	CMSについて、自治体担当者等がページを編集する際に、専門知識がなくとも容易かつ効率的に編集できるものとなっているか。
デジタルマーケティングやEBPMの実施に必要な分析を行えるものとなっているか。また、データの活用方法についての提案内容は有効なものとなっているか。		
セキュリティ	十分なセキュリティ対策が講じられているか。	
業務遂行能力	実施能力	業務担当者や責任者の配置等、適切な進捗管理のもとで業務が進行する体制となっているか。また、業務の遂行に有効な資格、認定等を有する者がいるか。
	計画性	事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。 (準備期間、実施時期、完了時期など)
	過去の実績	過去に地方自治体から類似の業務を受託した実績があるか。
経費	妥当性	事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか。積算根拠は、事業に必要な経費が明確に示されているか。
	保守管理費用	リニューアル後の保守管理費用は、低廉に抑えられる配慮がなされているか。

## 5 企画提案書の提出等

### (1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書（様式1）	1部
イ 誓約書（様式2）	1部
ウ 事業者概要（様式3）	1部
エ 企画提案書（様式4） 1社1案の提出とする。	8部
オ 見積書（様式5）	8部
カ 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）	1部
キ 法人の履歴事項全部証明書、直近の決算書	各1部
ク 過去に地方自治体から受託して実施した類似業務の契約書及び仕様書の写し	各1部

#### 【留意点】

- 1 ア～オは、別添の様式に沿って作成すること。他は任意。
  - 2 山形県競争入札参加資格者である場合は、カ及びキは、会計局の受付印がある競争入札参加資格審査申請書（写）、委任状（写）又は使用印鑑届（写）のいずれかの書類をもって代えることができる。
- (2) 提出期限
- ①提出書類ア～ウ  
令和6年5月31日（金）午後5時（必着）
  - ②提出書類エ～ク  
令和6年6月12日（水）午後5時（必着）
- (3) 提出方法
- 「11 担当部署」まで、郵送（簡易書留）又は持参（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）により提出すること。
- (4) 参加辞退
- 提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。

## 6 失格事由

提出された提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要領に定める資格・要件が備わっていないとき
- (2) 受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき

## 7 審査

### (1) 審査方法

- ・ 山形県が設置する「山形県移住交流ポータルサイト「やまがた暮らし情報館」リニューアル業務委託企画提案審査会」（以下、「審査会」という）において、企画提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画提案書を採用候補企画として決定する。

また、必要に応じて次点者を選定する。

- ・ 審査にあたり、提案者に対して質問や追加資料を求める場合がある。

(2) 配点及び採点基準

評価は、「4 プロポーザル方式に係る評価基準等」の項目ごとに5点満点で採点し、審査項目ごとの係数を乗じた合計100点満点で判定を行うものとする。

(3) 審査の形式等

- ・ 前号の審査にあたって、令和6年7月中旬（予定）に提案者によるプレゼンテーション（オンライン予定）を実施する。
- ・ 開催時間等の詳細は別途提案者に通知する。なお、プレゼンテーションは、実際に本業務に従事する予定の者が主として行うこととする。
- ・ 提案者が多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、一次審査として書類選考を行い、一次審査における上位者によるプレゼンテーションを実施する。

(4) 提案者が1者のみの場合の取扱い

提案者が1者のみであっても、前号のプレゼンテーション審査を実施し、各委員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(5) 審査結果

審査結果は、全ての応募者に対して通知する。

(6) 提案者がいない場合の取扱い

提案者がいない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行う。

## 8 企画提案書作成に係る質問・問合せ

(1) 受付期間

令和6年5月31日（金）午後5時までとする。

(2) 質問方法

別紙「企画提案に係る質問票」を「11 担当部署」のEメールアドレス宛てに電子メールにて送付すること。なお、電子メールの件名は「企画提案（移住サイト）の質問」とすること。

(3) 質問書に対する回答

都度、山形県ホームページにおいて回答する。ただし、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答する。

## 9 契約等

(1) 契約締結

- ① 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続きを行う。
- ② 採択された提案等については、採択後に山形県と詳細を協議すること。その際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- ③ 最優秀提案者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、又は、最優秀提案者が失格事由に該当し、失格することが後日明らかになった場合は、その者と契約の手続きを行わず、審査会において次点の評価を受けた者と業務委託契約の締結に係る手続きを行うことがある。

④ 契約を締結する者が共同企業体である場合には、契約締結後速やかに共同企業体実施体制図を山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力創生課宛て提出すること。

(2) 契約保証金

山形県財務規則第134条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第135条第3項に該当する場合は全額又は一部を免除する。

## 10 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは応募者が行うものとする。
- (3) 提出書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 採用した提案書の著作権は山形県に帰属するものとする。
- (6) この公募及び契約については、山形県の都合により変更又は中止する場合がある。

## 11 担当部署

山形県 みらい企画創造部 移住定住・地域活力創生課 移住・定住推進担当

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁6階）

電 話：023-630-2234

Eメールアドレス：ychiikikatsuryoku#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に変えて送信してください